

横浜市立山内小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は、「横浜市立山内小学校PTA」といい、事務所を横浜市立山内小学校におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教職員となるように努める。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の心身の健全な発達をはかる。
- (3) 児童の生活環境を良くする。
- (4) 公教育費を充実することに努める。
- (5) 国際理解に努める。

第3章 方 針

第4条 この会は、教育を本質とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動をする他の団体、及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしない。

第4章 会 員

第5条 この会員となることができる者は、次の通りである。

- (1) 横浜市立山内小学校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わる者。
- (2) 横浜市立山内小学校の校長及び教職員。

第6条 この会員は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は、一世帯につき月額350円とする。会員（次項に該当する者を除く）は、毎年5月末日までに当該年度（当該年の4月から翌年の3月までをいう）分を一括して納入しなければならない。
- (2) 年度の途中から会員となった者は、会員となった月の末日までに、当該月以降年度末までの会費を一括して納入しなければならない。
- (3) 年度の途中から会員でなくなった者は、会員でなくなった月の翌月以降年度末までの支払い済みの会費の返還を受けることができる。
- (4) 会費で特別な事情がある場合は、実行委員会の承認を得て、会費の一部又は、全額を免除することができる。

第7条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第8条 この会の会員は、青葉区PTA連絡協議会、横浜市PTA連絡協議会、及び全国PTA連絡協議会の会員となる。

第5章 経 理

第9条 この会の活動に要する経費は、会費、及びその外の収入によって支弁される。

第10条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第12条 この会の決算は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役 員

第13条 この会の役員は、次の通りである。

会長1名（保護者） 副会長2名（保護者） 書記3名（保護者2、教職員1）

会計3名（保護者2、教職員1）

役員は、他の役員及び会計監査委員を兼ねることはできない。

第14条 役員は「役員、会計監査委員推薦委員会」において候補者を推薦し、総会の承認を得て決める。

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 役員は引き続いて他の役員に選任されることができる。ただし、原則として役員であることが、連続して2年を越えないものとする。特別な事由がある場合は総会の承認を得て1年に限り延長できる。
- (2) 役員の任期は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。
- (3) 第13条で定める役員を務めたことがある者は、第14条の規定にかかわらず、役員又は委員（その種類を問わない）に就任することを辞退することができる。

第16条 役員に欠員が生じた場合は、実行委員会で推薦し、会員の承認を得なければならない。

第17条 会長は次の職務を行う。

- (1) 総会及び実行委員会を召集し、実行委員会の議長となる。
- (2) 他の役員及び校長の意見を聞いて、常任委員会の委員長を委嘱する。
- (3) 実行委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- (4) 会長は、「役員、会計監査委員推薦委員会」を除くすべての集会に出席して意見を述べるができる。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第19条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び実行委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示にしたがって、この会の庶務を行う。

第20条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を行う。
- (2) 定期総会に於いて、会計監査委員の監査を経た決算報告を行う。
- (3) この会の財産を管理する。
- (4) 予算の立案について協力をする

第7章 会計監査委員

第21条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

第22条 会計監査委員は、「役員、会計監査委員推薦委員会」に於いて候補者を推薦し、総会の承認を得て決める。

第23条 会計監査委員は必要に応じて、随時会計監査を行うことができる。

第24条 会計監査委員の任期は1年とする。

(1) 会計監査委員の任期は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 役員 会計監査委員推薦委員会

第25条 役員及び会計監査委員の候補者を推薦するときには、(役員、会計監査委員推薦委員会、以下推薦委員会)をおく。

第26条 推薦委員会の委員の数と選出方法は細則で定める。

第27条 推薦委員会は、その任務を完了したとき解任をする。

第9章 総 会

第28条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第29条 総会は、定期総会及び、年度末総会、臨時総会とする。

(1) 定期総会は、5月末までに開催する。年度末総会は、3月末までに開催する。

(2) 臨時総会は、実行委員会が必要と認めたととき、又は、全会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。

(3) 総会は、書面(電磁的記録物を含む)で行なうことができる。

第30条 総会は、全会員の5分の1以上の出席者があったときに成立する。

第31条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第10章 実行委員会

第32条 実行委員会は、役員、常任委員会の委員長又は委員長代理を含め2名、校長及び臨時委員会のある場合はその委員長をもって構成され、この規約に定めるものの他は、役員、会計監査委員推薦委員会、常任委員会の権限以外の事務を処理し、かつ常任委員会の連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。

第33条 実行委員会は、委員の現在数の2分の1以上の出席数で成立する。

第34条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

第11章 常任委員会及び臨時委員会

第35条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために常任委員会をおく。

(1) 常任委員会についての必要な事項は細則で定める。

第36条 特別な事項について必要がある場合は、臨時委員会を設けることができる。

(1) 臨時委員会についての必要な事項は細則で定める。

第12章 細 則

第37条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りに於いて実行委員会の議決を経て定める。

(1) 実行委員会は、細則を制定又は改廃した場合には、その結果を総会に報告しなければならない。

第13章 改 正

第38条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

ただし、改正案は、総会の開催の少なくとも2週間前に、全会員に知らせておかなければならない。

付則 この規約は昭和42年4月1日より実施するものとする。

(この規約は昭和45年4月24日 一部改正)

(この規約は昭和46年4月23日 一部改正)

(この規約は昭和48年4月28日 一部改正)

(この規約は昭和49年4月21日 一部改正)

(この規約は昭和51年4月24日 一部改正)

(この規約は平成 7年2月 9日 一部改正)

(この規約は平成10年5月 7日 一部改正)

(この規約は平成13年5月11日 一部改正)

(この規約は平成14年5月 9日 一部改正)

(この規約は平成16年3月 9日 一部改正)

(この規約は平成19年3月15日 一部改正) 平成19年4月1日より実施

(この規約は平成29年3月 6日 一部改正)

(この規約は平成30年3月 5日 一部改正)

(この規約は令和 元年5月17日 一部改正)